



## 高く舞い上がれ鯉のぼり

デイサービスセンターの利用者全員が、ペーパークラフトで立体的な鯉のぼりをつくりました

- 秩父別町特定不妊治療費助成事業スタート
- 個人住宅の耐震改修費用を助成します
- パスポートの申請・交付が深川市役所で！
- 議会だより

平成24年度よりスタート！！

# 秩父別町 特定不妊治療費 助成事業

秩父別町では、不妊治療のうち、体外受精・顕微授精を受けたご夫婦の経済的な負担の軽減と、新しい命の育みを応援します。

「北海道特定不妊治療費助成事業」の助成を受け、治療費用からその助成金を差し引いた額が秩父別町の助成の対象となります。

対象となるご夫婦、助成金額、手続きの流れ等は次の通りです。

## 《助成の対象となるご夫婦》

特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みがないか、またはきわめて少ないと医師に判断され、実際に治療を受けている方のうち、次のすべての要件にあてはまるご夫婦です。

①北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に該当し、北海道知事からの助成決定通知書を受けている方

\*北海道特定不妊治療費助成事業では所得制限があります。

(ご夫婦の所得の合計が730万円未満)

②秩父別町に居住し、住所を有するご夫婦（法律上の婚姻）

③ご夫婦ともに公租公課の滞納がない（税や租税以外の町へ納める料金等）

## 《助成金額》

特定不妊治療に要した費用（＝A）から

北海道特定不妊治療費助成事業による助成金（＝B）を控除した額（A－B）の9割。

1回の助成額の上限は15万円です。

\*北海道特定不妊治療費助成事業の限度額15万円を超えた額が秩父別町の助成の対象となります。

## 【1回の助成額】

$(A - B) \times 0.9 = \text{助成額}$  （ただし、上限15万円まで）

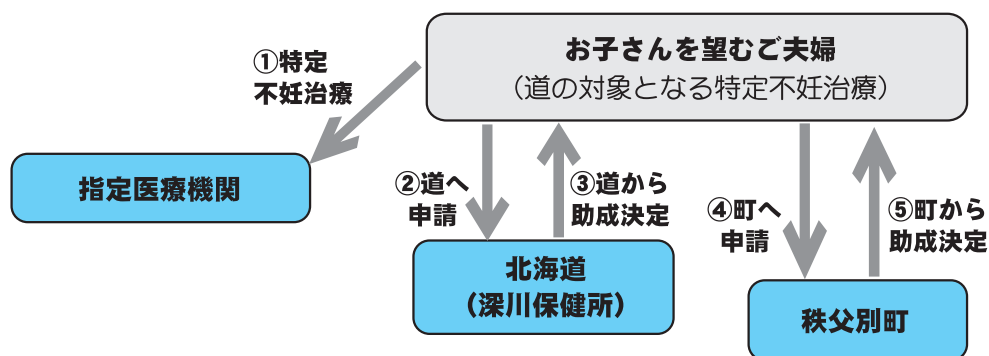
## 《助成回数》

初年度目は年3回。2年度目以降は年2回を限度に通算5年間、10回まで助成します。

## 《対象となる治療内容》

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）

## 《秩父別町の助成分の手続きの流れ》



注1)②の北海道への申請は1回の治療終了毎

注2)④の町への申請は北海道特定不妊治療費助成交付決定後1か月以内

## 《手続きに必要なもの》 秩父別町特定不妊治療費助成事業に必要な書類

- ◎秩父別町特定不妊治療費助成事業申請書
- ◎北海道知事からの助成決定指令書の写し
- ◎北海道知事に申請する際に添付する次の書類の写し

- ・北海道特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- ・住民票（世帯全員分）
- ・ご夫婦の前年の所得額を証明する書類  
（例：所得証明書、課税証明書、住民税額決定通知書等）
- ・治療に係る領収書

## 《手続き等の相談》

特定不妊治療費助成事業に関する手続きや相談については、プライバシー保護のため、**希望にて保健師がご自宅に訪問し、受付することもできます。**

お気軽にご相談ください。



【お問合せ】

秩父別町住民課住民福祉グループ

電話 33-2111（内線）46・47

## 個人住宅の耐震改修費用を助成します

町では、本年度から地震災害の被害軽減のため、秩父別町内にある個人住宅の耐震改修工事費の一部を助成します。



- 1 助成対象**
  - ・住宅の所有者または賃借人で、秩父別町に住民票があり現に居住している方（賃借人の場合、工事終了後直ちに居住すること）。
  - ・本人及び同居家族が地方税を滞納していないこと。
- 2 対象住宅**
  - ・耐震診断において倒壊の危険性があると判断された昭和56年5月31日以前に着工した木造専用住宅及び併用住宅の居住の用に供する部分
  - ※共同住宅、寄宿舎等は対象外です
- 3 助成額**
  - ・耐震改修工事費（消費税を除く）の5分の1（千円未満切り捨て）
  - ・上限額30万円
  - ・助成は、同一の住宅または同一の申請者に対して原則1回とします。
- 4 耐震診断**
  - ・耐震診断は、国土交通大臣が定めた基準によるものとします。
  - ・耐震診断は、空知総合振興局が無料で実施しています。ただし、500㎡以下の2階建までの住宅で、設計図面がある場合に限りです。
- 5 その他**
  - ・耐震改修工事を実施しようとする方は、工事前に必ず役場建設課にご相談ください。



### 耐震改修助成金手続きの大まかな流れ

- ①建設課で相談 → ②耐震診断 → ③助成申請書提出 → ④耐震改修工事 → ⑤適合検査 → ⑥助成金交付

# 『提案型まちづくり事業』のお知らせ

## ～ あなたの思いをまちづくりに活かしませんか？ ～

あなたが日頃から考えている、自主的・自発的なまちづくりに役立つ事業に対し、経費の9割を町で補助することで、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みが推進されることを目的とします。

### ○対象団体

◆町内に住所を有している5人以上のグループ、町内会、産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOでの活動やボランティア活動など、住民参加による町内での地域活動

※ただし、営利目的や政治目的の活動、宗教の布教活動の恐れのある団体及びこの事業の主旨に反する団体は対象外とします。

### ○対象事業

◆地域の安全安心活動や環境整備など（例：花壇の整備など）

◆地域の活性化を目的としたイベントや講演会の実施など（例：〇〇町内会〇〇まつりなど）

◆団体の活性化を目的とした活動など（スポーツ団体の立ち上げ、研究、研修など）

◆町民や団体等が協働して行うイベントなど（例：冬まつり、オリジナル料理コンテストなど）

### ○対象となる経費及び助成額

◆対象となる経費：事業実施に必要な消耗品代や材料費など

※賃金等、一部の経費は対象外となります

◆助成額：1つの事業の助成限度額は30万円です（ただし、助成額は全体事業費の9割以内とします）

### ○対象事業の要件 ※全ての要件を満たすこと

◆町内で実施される事業

◆公共性が認められる事業

◆「協働」の創出が認められる事業

◆他の補助を受けていない事業

◆補助対象経費が5万円以上の事業

◆年度内で完了する事業



《協働隊のメンバーによる雪像づくり》

### ○その他

◆申し込みのあった事業については、公共性、発展性、実現性、自立性等を審査し、事業を採択します。

◆詳しくは役場までお問い合わせ願います。

◆お問い合わせ … 企画課企画グループ 電話 33-2111 (内線71・72番) ◆



## 秩父別町まちづくり出前講座のご案内

～ 町内団体の学習会・会合等で町職員が町の事業等をご説明します ～

「秩父別町まちづくり出前講座」は、町民の皆さんの求めに応じて、町職員が説明員として地域に出向き、事業等の説明を行うものです。

講座を行うことにより、町民の皆さんと情報を共有し、協働のまちづくりを推進したいと考えています。

「秩父別町まちづくり出前講座」の内容については、次のとおりです。

- ◎日 時 ・ 出前講座の開催時間は、午前9時から午後8時までの間で3時間以内です。  
※日時等については、事前に企画課企画グループにご相談ください。また、お申し込みいただいた日時・講座によっては、担当課の業務の都合により、変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- ◎場 所 ・ 町内とします。
- ◎対 象 ・ 町内在住者又は町内の事業所等に勤務する方で、5名以上の参加が見込まれる団体等とします。
- ◎費 用 ・ 無料です。
- ◎申込方法 ・ 出前講座を希望する団体等の代表者は、開催日の14日前までに申込書を企画課企画グループにご提出ください。申込書は企画課企画グループにあります。  
・ F A Xでの申し込みもできます。
- ◎備 考 ・ 出前講座は、町民の方が主催する学習会・会合などの催しに、町職員が説明員として伺うものです。会場の確保や催しの運営等については、主催される団体で行なってください。  
・ 出前講座は、講座の内容に関する質問や意見交換について行いますが、陳情や苦情等の場ではありません。



今年1月に行われた出前講座の様子。  
保健師を講師に招き、楽しいウォーキングの方法などを教えてもらいました。

◆お問い合わせ：企画課企画グループ(まちづくり担当) 電話 33-2111 (内線71番)

# 『公用車の貸し出し事業』のお知らせ

## ～ 町民による協働活動をバックアップします ～

町民の皆さまが実施する自主的・自発的な公共性のある活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸し出します。

**○貸出対象** ・町内会での活動及びボランティア活動など住民参加による町内での地域活動に限ります。

※個人使用及び営利・宗教・政治・選挙の目的や5人未満の活動には、貸し出しできません。

**○貸出車両** ①ダンプトラック（最大積載8,500kg）

- ・定員3名：運転者は、大型自動車運転免許証が必要です。
- ・貸出期間は、毎年5月1日～10月31日まで。

②タイヤショベル（13t級）

- ・定員2名：運転者は、大型特殊自動車運転免許証、作業が伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習終了証が必要です。
- ・貸出期間は、毎年5月1日～10月31日まで。

③タウンエーストラック（1t級） 《2台あり》

- ・定員3名：運転者は、普通自動車運転免許証が必要です。
- ・1年間を通じて貸し出しできます。

④小型タイヤショベル（バケット0.6m<sup>3</sup>）※写真下の車両

- ・定員1名：運転者は、小型特殊自動車運転免許証、作業が伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習終了証が必要です。
- ・貸出期間は、毎年5月1日～10月31日まで。



**○諸条件** ・使用区域は、原則町内です。

・使用する10日前までに申し込みをしてください。

・使用できる時間は、原則として午前9時から午後5時までとし、最大2日間使用できます。

**○その他** ・貸出車両は公務等で使用する予定がない日に限ります。また、災害などで緊急に使用する場合は貸し出しできない場合があります。

・車両の任意保険に加入していますが、全てに適用されるものではありません。車両が損傷した場合は、修繕・賠償をしてもらうことがあります。

・詳しくは役場までお問い合わせ願います。

◆お問い合わせ … 企画課企画グループ 電話 33-2111 (内線71・72番) ◆

# 結婚祝金のご案内

秩父別町の若年層の定住人口を増やすことを目的に、町内在住者が結婚したときに「結婚祝金（夫婦1組に対し20万円）」を支給します。

詳細については、次のとおりです。

## ●対象になる方

- ★夫婦のいずれか一方が、結婚前に町内に住所を有すること
- ★夫婦共に、結婚祝金の申請前に町内に住所を有すること
- ★夫婦共に、40歳未満であること
- ★夫婦共に、公租公課の滞納がないこと
- ★夫婦共に、結婚祝金の支給決定の日から1年以上町内に住所を有し、定住の意思があること
- ★夫婦のいずれか一方が、既に結婚祝金を受けていないこと

## ●結婚祝金の額

- ★夫婦1組に対して20万円

## ●必要書類

- ★申請書及び定住誓約書（役場にあります）
- ★戸籍謄本、住民票謄本、公租公課の滞納のない証明書 など



# 定住促進宅地取得奨励金のご案内

秩父別町に永住することを目的に、用地を購入し住宅を新築された方に「定住促進宅地取得奨励金」を支給します。

詳細については、次のとおりです。

## ●対象になる方

- ★永住を前提として5年以上の居住を確約できる方
- ★100平方メートル以上の住宅用地を購入し、1年以内に65平方メートル以上の住宅を新築して登記を完了された方

## ●奨励金額

- ★住宅用地取得代金の2分の1（ただし、上限100万円）
- ★39歳以下の方が申請した場合は、奨励金を20%増額します

## ●必要書類

- ★申請書及び定住を確約できる誓約書（役場にあります）
- ★土地売買契約書（写し）、建物の所有権が確認できる書類、住民票謄本、土地登記簿謄本 など



◆結婚祝金・定住促進宅地取得奨励金のお問い合わせ：企画課企画グループ 電話 33-2111（内線71・72番）◆



# 住宅用太陽光発電システム設置補助金のご案内



太陽光エネルギーを利用した、  
住宅用太陽光発電システムを  
設置された方に補助金を交付  
します。

## 対象になる方

- ★ 町内に住所を有する方（町に転入し、住所を有する予定の方を含む。）
- ★ 自ら居住する住宅に、新たに住宅用太陽光発電システムを設置する方
- ★ 公租公課の滞納がない方

## 補助の対象となる設備

次の全てを満たした設備が対象となります。

- ★ 公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満のもの
- ★ 太陽光発電普及拡大センターの適合機種に該当する太陽電池モジュールを使用したもの
- ★ 未使用品であるもの
- ★ 電力会社と電力受給契約を締結するもの
- ★ 発電量を計測・記録出来る機器が設置されているもの

## 補助金の額

- ★ 太陽電池モジュールの公称最大出力の値に、国が実施する住宅太陽光発電導入支援対策費補助金同等額を乗じて得た額とする。  
(公称最大出力3kWを上限とする。)

平成24年度は1kW当たりのシステム価格が

- ・ 55万円以下の場合 30,000円/KWを補助（上限 90,000円）
- ・ 47.5万円以下の場合 35,000円/KWを補助（上限 105,000円）

## 必要書類

- ★ 補助金交付申請書
- ★ 住民票、公租公課の滞納のない証明書
- ★ 太陽光発電システム設置の仕様書及び図面
- ★ 工事請負契約書の写し
- ★ 太陽電池モジュールの最大出力の合計値が確認できるものの写し



など



6月1日より

パスポートの申請・交付が深川市役所で行えます。



○**受付場所** 深川市役所市民課戸籍住民係

○**受付時間**

- ①申請受付 午前9時～午後4時30分
- ②旅券受取 午前9時～午後5時  
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

○**必要な書類**

- ①一般旅券発給申請書 1通
  - ②戸籍謄(抄)本 1通(6ヵ月以内に発行したもの)
  - ③パスポート規格の写真 1枚(6ヵ月以内に撮影したもの)
  - ④本人確認書類(運転免許証など コピー不可)
  - ⑤印鑑(朱肉を使用するもの・認印で可)
  - ⑥前回取得した旅券がある場合は、その旅券
- ※写真はパスポート規格でなければ受付られませんのでご注意ください。  
※その他、追加書類が必要になる場合があります。

○**手数料** 旅券を受取る際に、次の収入印紙、北海道収入証紙が必要です。

- ①**10年旅券 (20歳以上)**  
16,000円(収入印紙14,000円+北海道収入証紙2,000円)
- ②**5年旅券 (12歳以上)**  
11,000円(収入印紙 9,000円+北海道収入証紙2,000円)
- ③**5年旅券 (12歳未満)**  
6,000円(収入印紙 4,000円+北海道収入証紙2,000円)

※収入印紙は郵便局及び市役所売店にて、北海道収入証紙は北洋銀行深川支店等及び市役所売店にて取扱っています。

○**その他**

- ①代理人による申請を希望する方は、事前にお問合せください。
- ②旅券の受取りは年齢に関係なく必ず旅券名義人本人です。代理の受取りはできません。
- ③申請から交付までは2週間程度かかります。
- ④郵送によるお取り扱いは一切できません。

○**問合せ先** 深川市市民課戸籍住民係(電話 26・2123)  
秩父別町役場住民課総合窓口グループ(電話 33・2111)

# 国民年金

## ◎ご存知ですか？国民年金の任意加入制度◎

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受けることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。



また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

## ◎ 国民年金保険料の納付は、 便利・安心・確実な口座振替で！◎

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。



口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。申込みは、年金事務所や金融機関に備え付けの申請書に必要な事項を記入して、口座振替を希望される金融機関等の窓口へ提出して下さい。

## 野良猫を増やさないため、町民の皆さんのご協力をお願いいたします！！

### 野良猫による「糞害」・「悪臭」・「鳴き声」の苦情が数多く寄せられています！

- 近所に迷惑を掛けないためにも～**野良猫には、えさを与えない**ようにして下さい！！
- また～**飼い猫は外に出さず、家の中で飼育**するようにお願いします。
- 結果的に～**猫を外で飼育すると野良猫が集まり**近所に迷惑を掛けます！！
- 野良猫は、みだりに捕獲し殺処分**したり、違う場所に、**遺棄**する行為は「**動物愛護法**」で禁じられています。
- 所在不明の猫を拾った場合**は、**住民課総合窓口グループ**まで届けて下さい。
  - ・町では、一定期間飼い主を捜したり、不明の場合は保健所に届けます。
  - ・保健所では、ホームページに掲載したり、動物愛護団体などに呼び掛けるなどし、できるだけ新しい飼い主を募集します。殺処分となるのは、最終的な手段です。

地域のみなさんが、「**共に考え、共に行動する**」ことで野良猫を減らしましょう。